

# G I G Aスクール構想に対応する子どもの健康管理などの請願

## 請願事項

急速にG I G Aスクール構想が進んでいます。すべての小中学校に、無線LANの設備と児童・生徒1人1台のタブレット端末が導入され、学校教育が大きく変わろうとしています。今後、新型コロナウイルス感染症拡大による休校などのリスクも考えられる中で、オンライン教育などICTを利用する教育に大きな期待が寄せられています。

一方で、いかなる場合にも大きな変化はメリットばかりではなくデメリットもあります。すでに、スマホなどのICT機器の使用で、子どもたちの視力低下や難聴傾向が著しく進んでいます。さらには、学校への無線LANとタブレットの導入で、電磁波過敏症を発症させるリスクが高まるとされ、子どもたちの健康への影響も心配されています。さらには、ICTが先行している諸外国では、子どもの学力の低下さえ指摘され、対面教育の大切が指摘されています（経済協力開発機構2012年「OECD生徒の学習到達度調査」など）。

しかし、「学習能力の向上にむけ、健康的で快適な学習環境」のための『学校環境衛生基準』もG I G Aスクール構想に対応した改定もありません。また文部科学省の2015年の『児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック』もほとんど自治体で活用されていません。大人には『情報機器作業における労働安全衛生管理のガイドライン』もあり、安全と健康の対策はありますが、現状では子どもに対しての何の配慮もない状態のままでG I G Aスクール構想が進もうとしています。

公教育の場では、すべての子どもたちが安心安全な環境で学ぶ権利があります。予防原則に基づき、子どもたちへの対策をお願いし国に対しての意見書を決議し提出していただけるようにお願いいたします。

## 請願項目

1. G I G Aスクール構想に対応する、子どもの安心安全な健康管理を予防原則に基づいて早急に具体化してください。
  2. 教育の基本は人と人との関係であり、いかなる場合にも対面教育を基本にしてください。
- 以上を求める意見書を地方自治法第99条にもとづき国に提出するようにお願いいたします。

(提出先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・文部科学大臣)